

答 申 書
(答 申 第 213 号)
平成 28 年 3 月 30 日

1 審査会の結論

精神保健指定医の取消処分に関する公文書について、別紙1の表の「実施機関が非開示とした部分」欄に掲げる部分のうち、同表の「開示すべき部分」欄に掲げる各部分は開示すべきであるが、その余の部分非開示としたことは妥当である。

なお、「調査期間(個人)」欄の記述については、1号情報に該当するため非開示としているが、2号情報に該当するため非開示とするのが妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「〇〇大学病院の医師が精神保健指定医の資格を不正取得したなどとして、厚生労働省に指定を取り消された問題で、処分を受けた医師が道内で精神保健指定医としての判定に関わっていた件に関する情報一切。また、その件に付随する診療報酬の不正についての情報一切」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、別紙1について対象公文書(以下「本件公文書」という。)と特定し、その一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)及び同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして平成27年9月28日付け釧保健第1515号及び障福第1907号で公文書一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関は、本件処分において別紙1で1号情報として非開示とした部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であり、通常他人に知られたいと認められるため1号情報に該当すると主張する。

ウ まず、〇〇大学職員の氏名(調査委員会委員長及び大学病院長は除く。)については、開示することにより〇〇大学に勤務していることがわかる。そのような情報は、特定の個人であることが明らかに識別され、又は識別される可能性のある情報である。一般にそのような情報は、通常他人に知られたいと認められるため、1号情報に該当すると判断する。

次に、厚生労働省で公表していない精神保健指定医の旧姓等氏名情報については1号情報に該当するとして非開示としているが、取消処分を受けたものとして既に氏名が公表され個人が特定されている以上、1号情報には該当しないと判断する。

さらに、指定医証番号、交付年月日及び「指定医取得日」欄の記述については処分を受けて取り消された精神保健指定医に係るものであり、将来今回処分を受けた医師が精神保健指定医となった場合は、新たな番号が付与されるため、取消処分の対象者として氏名が公表されていることから、1号情報には該当しないと判断する。

また、実施機関は「調査期間（個人）」欄の記述についても、1号情報に該当すると主張している。しかし、「調査期間（個人）」欄の記述は仮に開示をしたとしても当該医師が調査対象医療機関に従事していた期間が明らかとなるのみであり、このような情報は通常他人に知られたくないと認められないため、1号情報には該当しないと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関は、本件処分において別紙1で2号情報として非開示とした部分は、法人の内部管理上の事項に属する情報及び法人に関する情報に属するため2号情報に該当すると主張する。

ウ 本件公文書は精神保健指定医の取消処分に関するものであり、調査対象医療機関においては処分された医師が勤務していたことが判明すると、たとえ精神保健指定医としての職務を行ってなかったとしても、精神保健指定医として措置入院や医療保護入院に関与していたと憶測されるおそれがある。その結果、当該法人等の競争上又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるため、調査対象医療機関に関する情報は2号情報に該当すると判断する。

また、「調査期間（病院）」欄の記述についても、当該医師の調査対象医療機関における在職期間であるため、調査対象医療機関と対象医師との関わり合いの程度が明らかとなる情報であるから、2号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は「調査期間（個人）」欄の記述については、1号情報に該当すると主張しているが、「調査期間（個人）」欄の記述は、「調査期間（病院）」欄の記述と同様に、調査対象機関と対象医師との関わり合いの程度が明らかとなる情報であるから、2号情報に該当するものと判断する。

エ 常勤・非常勤の別についても、対象医師との関わり合いの程度が明らかとなるため、原則として2号情報に該当するとして非開示とすべき情報である。

しかし、他の本件公文書の記述により、既に開示されているため、2号情報には該当せず、非開示とした部分は開示すべきである。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、精神保健指定医は社会的責任が重大であり、十分な専門性を有しているかという情報は広く一般に公にされることを求められることから、公益上の理由があるとして条例第11条による開示が必要である旨主張する。

しかし、異議申立人の主張は一般論としての公益上の必要性を述べているに過ぎず、条例第11条に該当する具体的な公益上の必要性があるとまでは判断できない。したがって、異議申立人の主張は採用できない。

また、異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成27年10月19日	○ 諮問書の受理（諮問番号504） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成27年10月21日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成27年12月2日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成27年12月14日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成28年1月25日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
平成28年3月14日 （第84回全体会）	○ 答申案審議
平成28年3月30日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る公文書一覧

	対象公文書	実施機関が 非開示とした部分	実施機関の 非開示根拠	開示すべき部分
1	決定書「精神保健指定医取消処分に係る調査について」（平成27年5月14日付け決定 釧保健第484号）	(1) 精神保健指定医の氏名（公表されていない情報に限る。）、指定医証番号及び交付年月日 (2) ○○大学職員の氏名（調査委員会委員長及び大学病院長を除く。） (3) 調査対象医療機関名及びそれを推測し得る記述	・(1)及び(2)について北海道情報公開条例第10条第1項第1号（以下「1号情報」という。）に該当するため。 ・(3)について北海道情報公開条例第10条第1項第2号（以下「2号情報」という。）に該当するため。	(1) 同左 (2) — (3) —
2	決定書「精神保健指定医取消処分に係る調査について（回答）」（平成27年5月21日付け決定 釧保健第574号）	調査対象医療機関名及びそれを推測し得る記述	2号情報に該当するため。	—
3	通知文「○○大学病院に関する精神保健指定医の指定の取消しについて」（平成27年4月16日付け事務連絡）	—	—	—
4	決定書「○○大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について」（平成27年5月26日付け決定 障福第755号）	「○○大学関連の指定医資格取消処分を受けた者の職歴一覧表」のうち、次の記述 (1) 「指定医取得日」欄及び「調査期間（個人）」欄の記述 (2) 「調査期間（病院）」欄から「電話」欄までの記述	・(1)について1号情報に該当するため。 ・(2)について2号情報に該当するため。	(1)のうち「指定医取得日」欄の記述 (2)のうち、「常勤・非常勤」欄の記述
5	簡易報告書「○○大学病院の指定医申請に関わった指導医の指定医取消しについて」（平成27年6月18日付け報告）	—	—	—

6	決定書「〇〇大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について（報告）」（平成 27 年 6 月 22 日付け決定 障福第 1032 号）	—	—	—
7	簡易決裁「〇〇大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について」（平成 27 年 7 月 7 日付け決定）	—	—	—
8	決定書「〇〇大学病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について（報告）」（平成 27 年 7 月 30 日付け決定 障福第 1385 号）	—	—	—

※ 1 及び 2 については平成 27 年 9 月 28 日付け釧保健第 1515 号で行った公文書一部開示決定処分に係る公文書であり、3 から 8 については、平成 27 年 9 月 28 日付け障福第 1907 号行った公文書一部開示決定処分に係る公文書である。